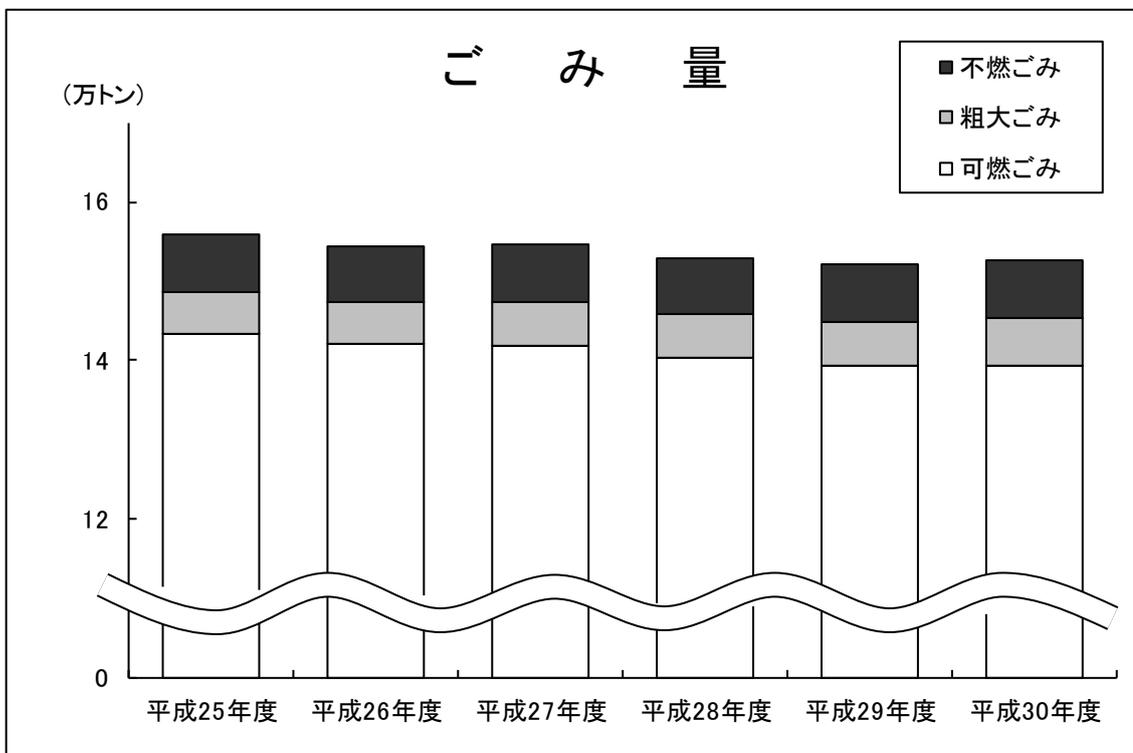
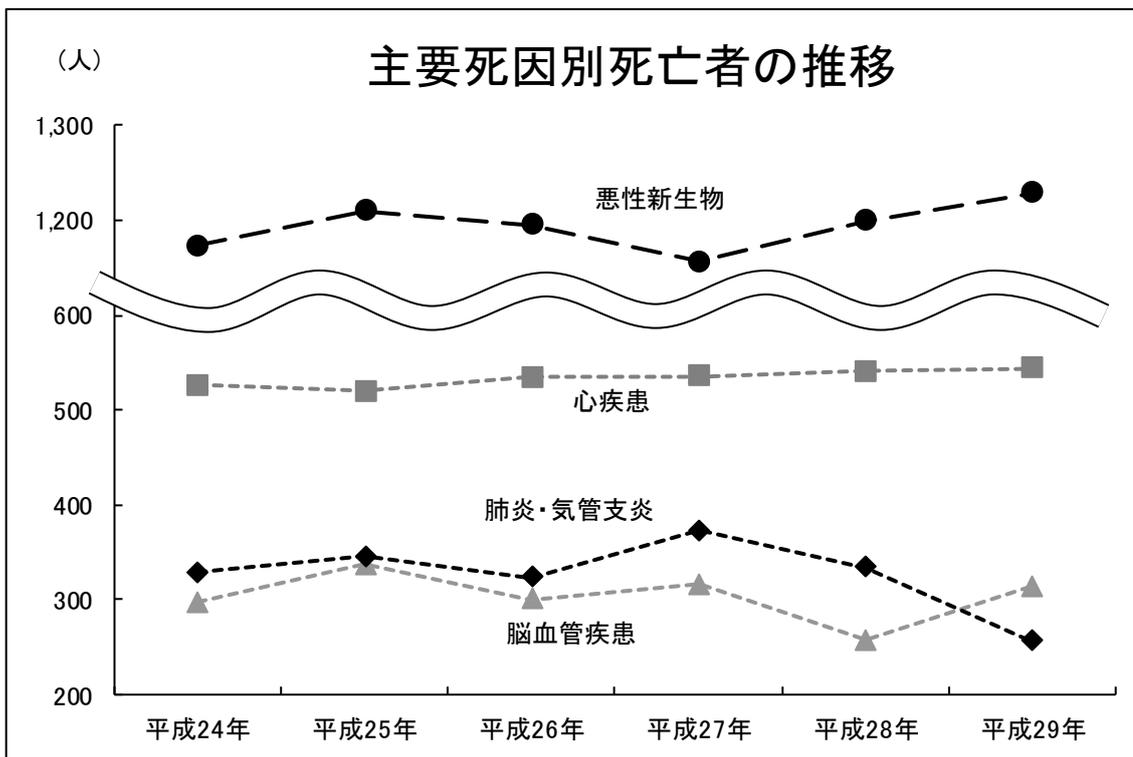


9 保健，衛生及び環境



9-1 医療施設数

「医療法」・「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」・「柔道整復師法」・「歯科技工士法」に基づく届出による。

(1) 医療施設数

- 「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であつて、患者 20 人以上の入院施設を有するものをいう。
- 「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であつて、患者 19 人以下の入院施設を有するもの、又は患者の入院施設を有しないものをいう。

(各年度末現在)

年 度	総 数		病 院		有床診療所		無 床 診 療 所	歯 科 診 療 所
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数		
平成26年度	818	5,295	24	5,133	15	162	493	286
27	819	5,303	24	5,141	15	162	494	286
28	822	5,286	24	5,141	14	145	496	288
29	830	5,347	24	5,202	14	145	508	284
30	848	5,371	25	5,230	13	141	526	284
国	-	-	-	-	-	-	-	-
県	1	400	1	400	-	-	-	-
市	7	257	1	257	-	-	6	-
健康保険組合・その連合会	-	-	-	-	-	-	-	-
公 益 法 人	5	310	1	310	-	-	3	1
医 療 法 人	243	3,156	19	3,060	9	96	170	45
学 校 法 人	7	963	1	963	-	-	6	-
会 社	5	-	-	-	-	-	5	-
そ の 他 の 法 人	23	180	1	180	-	-	22	-
個 人	557	105	1	60	4	45	314	238

資料 市保健所保健総務課

(2) 助産所その他の医療関係施設数

(各年度末現在)

年 度	助産所	施 術 所		歯 科 技 工 所	
		出張業務のみ	出張業務のみ		
平成26年度	57	52	702	228	57
27	57	52	715	232	57
28	60	54	732	239	58
29	60	54	744	246	58
30	59	54	758	251	58

資料 市保健所保健総務課

9-2 医療関係従事者数

本表の医師、歯科医師、薬剤師数は、「医師・歯科医師及び薬剤師調査」の結果であるが、助産師・看護師・准看護師・保健師・歯科技工士・歯科衛生士数は関係法令に基づく業務従事者届出数を集計したもので、2年に1回の届出となっている。

(各年末現在)

年 次	医 師	歯 科 医 師	薬 剤 師	助 産 師	看 護 師	准 看 護 師	保 健 師	歯 科 技 工 士	歯 科 衛 生 士
平成22年	1,468	366	1,306	80	3,322	800	82	66	324
24	1,577	365	1,324	118	3,614	766	93	62	388
26	1,549	363	1,306	120	3,933	705	94	57	349
28	1,679	377	1,365	113	4,259	700	108	61	428
30	1,721	345	1,434	127	4,456	605	121	64	447

資料 市保健所保健総務課

9 保健、衛生及び環境

9-3 薬事関係業者数

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
薬 局	201	199	200	204	215
薬局製造販売医薬品製造販売業	28	26	22	19	20
薬局製造販売医薬品製造業	28	26	22	19	20
店 舗 販 売 業	71	69	68	65	68
高度管理医療機器等販売業・貸与業	-	178	185	191	200
管理医療機器販売業・貸与業	982	1,027	1,195	1,192	1,211
毒 物 劇 物 販 売 業	94	92	94	93	90
一 般	87	85	87	86	84
農 業 用 品 目	6	6	6	6	5
特 定 品 目	1	1	1	1	1

資料 市保健所保健総務課

9-4 病院の概況

(1) 総括表

年 次	在院患者延数			新入院患者数	退院患者数	外来患者延数 c)
	a)	6月末病床数	病床利用率% b)			
平成26年	1,530,678	5,133	81.7	63,384	63,342	1,658,425
27	1,532,622	5,133	81.8	65,354	65,475	1,649,211
28	1,549,750	5,141	82.4	66,863	66,840	1,650,370
29	1,552,415	5,149	82.6	67,672	67,568	1,658,442
30	1,543,262	5,215	81.4	68,680	68,734	1,669,542
精神病院 d)	204,192	680	57.5	822	847	22,244
結核療養所 e)	-	-	-	-	-	-
一般病院 f)	1,339,070	4,535	83.2	67,858	67,887	1,647,298
うち) 県立	114,686	400	78.6	11,949	11,932	162,463
うち) 市立	44,694	257	47.6	4,484	4,488	108,019

注 a) 毎日24時現在に在院している患者数を1年分合計したものである。

b) 在院患者延数 / (月間日数×月末病床数) の1月から12月の合計である。

c) 新来、再来、往診及び巡回診療患者の区別なく、診療録(カルテ)の作成又は記載の追加がされた患者数を1年分合計したものである。同一患者が同時に2つ以上の診療科で診療を受け、それぞれの診療科で診療録(カルテ)の作成又は記載の追加がされた場合、それぞれの診療科の外来患者として計上している。

d) 精神病床のみを有する病院である。

e) 結核病床のみを有する病院である。

f) 「精神病院」、「結核療養所」以外の病院である。

資料 市保健所保健総務課

9-4 病院の概況（続き）

(2) 県立西宮病院利用状況

年次	総数	内科	小児科	外科	整形外科	脳神経外科	循環器科
	総数						
平成26年	276,419	80,850	13,948	29,817	26,515	7,917	10,049
27	r285,205	r84,952	r14,233	r32,032	r25,833	r7,071	r10,199
28	r284,186	r86,541	r12,821	r34,205	r26,445	r6,007	r10,435
29	r285,082	r87,398	r12,666	r35,786	r24,583	r7,078	r9,779
30	289,155	91,661	12,929	36,383	25,587	5,890	10,423
	外来						
平成26年	158,080	46,191	9,061	16,318	11,617	2,339	4,974
27	r162,638	r48,517	r9,132	r16,967	r11,057	r2,425	r4,959
28	r159,490	r48,415	r8,485	r17,384	r11,775	r2,373	r4,989
29	r161,027	r50,186	r8,389	r18,461	r11,236	r2,373	r5,028
30	162,576	51,034	8,563	18,993	11,367	2,397	5,197
	入院						
平成26年	118,339	34,659	4,887	13,499	14,898	5,578	5,075
27	r122,567	r36,435	r5,101	r15,065	r14,776	r4,646	r5,240
28	r124,696	r38,126	r4,336	r16,821	r14,670	r3,634	r5,446
29	r124,055	r37,212	r4,277	r17,325	r13,347	r4,705	r4,751
30	126,579	40,627	4,366	17,390	14,220	3,493	5,226

年次	産婦人科	眼科	耳鼻いんこう科	泌尿器科	放射線科	救急センター
	総数					
平成26年	38,142	18,752	7,953	28,768	3,299	10,409
27	r39,242	r18,061	r9,836	r30,212	r2,958	r10,576
28	r37,031	r16,513	r9,168	r31,048	r3,152	r10,820
29	r36,103	r15,327	r9,689	r29,439	r2,871	r14,363
30	35,403	16,373	9,971	27,431	2,682	14,422
	外来					
平成26年	22,344	15,552	5,909	18,396	3,299	2,080
27	r22,970	r14,991	r6,864	r19,803	r2,958	r1,995
28	r20,678	r13,455	r6,489	r20,008	r3,152	r2,287
29	r20,723	r12,385	r7,011	r19,938	r2,871	r2,426
30	20,432	13,492	7,137	18,941	2,682	2,341
	入院					
平成26年	15,798	3,200	2,044	10,372	-	8,329
27	r16,272	r3,070	r2,972	r10,409	-	r8,581
28	r16,353	r3,058	r2,679	r11,040	-	r8,533
29	r15,380	r2,942	r2,678	r9,501	-	r11,937
30	14,971	2,881	2,834	8,490	-	12,081

資料 県立西宮病院医事企画課

9 保健、衛生及び環境

9-4 病院の概況（続き）

(3) 市立中央病院利用状況

年次	総数	内科	小児科	外科	整形外科	脳神経外科	産婦人科	リハビリ科
総数								
平成26年	167,022	64,890	7,749	20,037	12,094	1,099	1,714	3,975
27	158,771	63,079	8,717	20,067	10,924	881	1,460	3,162
28	158,857	61,324	8,777	20,306	12,848	198	1,431	2,310
29	161,252	60,767	8,137	18,970	15,775	106	1,364	3,087
30	154,306	57,920	8,419	17,171	14,766	79	1,386	2,579
外来								
平成26年	120,004	37,779	5,409	12,825	8,682	1,099	1,714	3,975
27	111,892	36,291	6,143	12,217	7,379	881	1,460	3,162
28	109,200	33,874	6,495	12,094	7,745	198	1,431	2,310
29	110,103	32,943	6,010	12,179	8,491	106	1,364	3,087
30	107,436	32,446	6,219	11,698	7,937	79	1,386	2,579
入院								
平成26年	47,018	27,111	2,340	7,212	3,412	-	-	-
27	46,879	26,788	2,574	7,850	3,545	-	-	-
28	49,657	27,450	2,282	8,212	5,103	-	-	-
29	51,149	27,824	2,127	6,791	7,284	-	-	-
30	46,870	25,474	2,200	5,473	6,829	-	-	-

年次	眼科	耳鼻咽喉科	皮膚科	泌尿器科	放射線科	麻酔科	歯科口腔外科
総数							
平成26年	11,025	2,094	15,027	12,241	2,694	7,629	4,754
27	9,540	1,546	13,113	11,678	3,018	6,948	4,638
28	9,254	1,309	13,065	13,113	3,050	7,666	4,206
29	8,691	1,093	13,449	13,455	2,922	9,609	3,827
30	9,543	479	12,885	13,957	3,519	7,871	3,732
外来							
平成26年	10,339	2,094	12,296	9,408	2,694	7,417	4,273
27	8,919	1,546	10,829	9,440	3,018	6,511	4,096
28	8,588	1,309	10,670	10,252	3,050	7,480	3,704
29	8,115	1,093	10,532	10,231	2,922	9,521	3,509
30	8,672	479	10,731	10,506	3,519	7,767	3,418
入院							
平成26年	686	-	2,731	2,833	-	212	481
27	621	-	2,284	2,238	-	437	542
28	666	-	2,395	2,861	-	186	502
29	576	-	2,917	3,224	-	88	318
30	871	-	2,154	3,451	-	104	314

資料 市立中央病院医事課

人口動態調査

人口動態調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計として、人口動態調査令施行規則（昭和23年厚生省令第6号）に従って実施されている。

本編中、第9-5表から第9-10表まではこの調査の結果である。

平成30年調査結果の公表が遅れているため、確定数は次号にて掲載予定である。

数字は日本における日本人に関するもので、住所地による集計である。

9-5 出生・死亡等の状況

区 分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
	実 数				
出 生 数	4,402	4,443	4,395	4,345	4,076
うち) 低出生体重児 1)	419	411	388	363	340
死 亡 数	3,757	3,771	3,821	3,772	3,932
うち) 乳児死亡 2)	2	9	7	1	5
男	1	7	1	-	3
女	1	2	6	1	2
うち) 新生児死亡 3)	1	3	3	-	4
男	-	2	1	-	3
女	1	1	2	-	1
死 産 数	98	83	75	87	82
自 然 死 産	41	33	32	36	35
人 工 死 産	57	50	43	51	47
周 産 期 死 亡 4)	16	18	10	15	11
妊娠満22週以降の死産	15	16	8	15	8
早期新生児死亡	1	2	2	-	3
	比 率 ※				
出生率【人口】 a)	9.2	9.3	9.2	9.1	8.5
低出生体重児出生率【出生】 b)	9.5	9.3	8.8	8.4	8.3
死亡率【人口】 a)	7.9	7.9	8.0	7.9	8.2
乳児死亡率【出生】 b)	0.5	2.0	1.6	0.2	1.2
新生児死亡率【出生】 b)	0.2	0.7	0.7	-	1.0
死産率【出産】 c)	21.8	18.3	16.8	19.6	19.7
周産期死亡率【出生】 d)	3.6	4.0	2.3	3.4	2.7

注 1) 出生したときの体重が、2,500g未満の出生児のこと。

2) 生後1歳未満の死亡のこと。

3) 生後4週間未満の死亡のこと。

4) 「妊娠満22週以降の死産」と「早期新生児死亡」（生後1週間未満の死亡）を合わせたもの。

a) 各年9月30日現在の住民基本台帳人口（外国人住民を除く）に対する割合である。

b) 各年の出生数に対する割合である。

c) 各年の出産数（出産=出生+死産）に対する割合である。

d) 各年の出生数+妊娠満22週以後の死産数に対する割合である。

※ 各率は、当該数字を【 】内の数字で除したもので、対千人比である。ただし、低出生体重児出生率は対百人比である。

資料 市保健所保健総務課

9 保健、衛生及び環境

9-6 母の年齢（5歳階級）別出生児数

年次	総数 a)	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45歳以上
		総 数						
平成25年	4,402	22	200	1,078	1,675	1,184	236	7
26	4,443	31	207	1,031	1,691	1,204	272	7
27	4,395	27	212	1,003	1,764	1,122	260	7
28	4,345	29	212	961	1,723	1,153	260	7
29	4,076	27	177	933	1,614	1,042	270	13
		男						
平成25年	2,257	9	91	552	857	598	145	5
26	2,269	15	108	544	856	606	137	3
27	2,293	16	109	519	945	564	137	3
28	2,262	19	102	498	887	627	127	2
29	2,092	13	91	483	810	545	145	5
		女						
平成25年	2,145	13	109	526	818	586	91	2
26	2,174	16	99	487	835	598	135	4
27	2,102	11	103	484	819	558	123	4
28	2,083	10	110	463	836	526	133	5
29	1,984	14	86	450	804	497	125	8

注 a) 年齢不詳を含む。

資料 市保健所保健総務課

9-7 出産回数別出生数

年次	総数	第1児	第2児	第3児	第4児	第5児	第6児以上
		総 数					
平成25年	4,402	2,219	1,627	460	81	12	3
26	4,443	2,232	1,628	488	75	16	4
27	4,395	2,208	1,651	430	77	21	8
28	4,345	2,141	1,662	459	65	11	7
29	4,076	1,957	1,637	405	66	7	4
		男					
平成25年	2,257	1,121	855	235	40	5	1
26	2,269	1,134	860	233	33	9	-
27	2,293	1,129	888	219	43	9	5
28	2,262	1,115	871	237	28	5	6
29	2,092	977	864	208	37	5	1
		女					
平成25年	2,145	1,098	772	225	41	7	2
26	2,174	1,098	768	255	42	7	4
27	2,102	1,079	763	211	34	12	3
28	2,083	1,026	791	222	37	6	1
29	1,984	980	773	197	29	2	3

資料 市保健所保健総務課

9-8 死因別乳児死亡数

死因分類は、厚生労働省が定めた「乳児死因単分類表」によるが、該当件数のないものは一部を省いている。

死 因 分 類	平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総 数	1	1	7	2	1	6	-	1	3	2
敗 血 症	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
ウ イ ル ス 性 肝 炎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
悪 性 新 生 物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
白 血 病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 悪 性 新 生 物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 新 生 物	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
脳 性 麻 痺	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
心 疾 患 (高 血 圧 性 を 除 く)	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
肺 炎	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
へ ル ニ ア 及 び 腸 閉 塞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
腎 不 全	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
周 産 期 に 発 生 し た 病 態	-	-	1	1	1	2	-	-	1	-
新 生 児 の 細 菌 性 敗 血 症	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
出 生 時 仮 死	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
周 産 期 に 発 生 し た 肺 出 血	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 周 産 期 に 特 異 的 な 呼 吸 障 害 及 び 心 血 管 障 害	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
周 産 期 に 発 生 し た 心 血 管 障 害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新 生 児 の 呼 吸 窮 迫	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-
胎 児 及 び 新 生 児 の 出 血 性 障 害 及 び 血 液 障 害	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-
そ の 他 の 周 産 期 に 発 生 し た 病 態	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
妊 娠 期 間 及 び 胎 児 発 育 に 関 連 す る 障 害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
先 天 奇 形 、 変 形 及 び 染 色 体 異 常	-	1	2	1	-	1	-	-	1	2
神 経 系 の 先 天 奇 形	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
心 臓 の 先 天 奇 形	-	-	2	-	-	1	-	-	-	1
そ の 他 の 循 環 器 系 の 先 天 奇 形	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-
呼 吸 器 系 の 先 天 奇 形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
筋 骨 格 系 の 先 天 奇 形 及 び 変 形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 先 天 奇 形 及 び 変 形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
染 色 体 異 常 , 他 に 分 類 さ れ な い も の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
代 謝 障 害	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
髄 膜 炎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳 幼 児 突 然 死 症 候 群	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の す べ て の 疾 患	1	-	2	-	-	1	-	-	-	-
不 慮 の 事 故	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
そ の 他 の 外 因	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他 殺	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
脊 髄 性 筋 萎 縮 症 及 び 関 連 症 候 群	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

資料 市保健所保健総務課

9 保健、衛生及び環境

9-9 死因別死亡者数

死 因 分 類		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総	数	3,757	3,771	3,821	3,772	3,932
感	症	74	99	85	71	98
腸	結核	6	3	4	6	6
結	核	8	11	11	7	15
呼	吸器	8	10	10	7	15
そ	の他	-	1	1	-	-
敗	血	31	50	33	32	45
ウ	性	19	20	25	11	7
B	性	2	5	7	2	-
C	性	15	15	16	7	7
そ	の他	2	-	2	2	-
H	感	-	-	-	-	-
そ	の他	10	15	12	15	25
新	症	1,223	1,215	1,159	1,209	1,259
悪	性	1,195	1,178	1,132	1,183	1,217
口	唇	24	20	18	23	18
食	性	42	40	32	44	48
胃	口	161	126	142	170	151
結	腔	93	121	104	112	107
直	腸	62	59	48	35	45
肝	S	100	71	86	114	97
胆	状	49	50	47	58	48
膵	結	121	103	115	84	110
喉	び	4	3	3	-	1
気	及	226	265	196	230	241
皮	び	8	5	5	2	2
乳	咽	50	42	39	40	54
子	道	22	24	18	13	18
卵	頭	11	16	18	16	19
前	道	46	35	30	30	47
膀	道	20	25	22	27	26
中	系	9	4	8	4	11
悪	腫	30	43	58	41	41
白	病	23	25	34	23	30
そ	物	14	20	14	16	15
の	新	80	81	95	101	88
そ	生	28	37	27	26	42
中	系	4	9	6	3	8
中	除	24	28	21	23	34
血	く	13	14	11	18	12
液	障	7	6	4	10	7
及	害	6	8	7	8	5
内	患	76	66	70	52	65
分	病	35	37	38	33	40
糖	疾	41	29	32	19	25
そ	患	21	33	38	43	68
精	害	18	27	30	42	64
神	症	3	6	8	1	4
の	害	97	97	99	105	149
髄	炎	2	1	2	1	1
脊	候	10	7	9	11	12
パ	群	32	29	20	23	31
ア	病	19	29	25	32	55
そ	患	34	31	43	38	50
眼	患	-	-	-	-	-
耳	患	-	-	-	-	-
循	患	942	918	955	884	954
高	患	8	13	9	15	19
高	患	2	7	4	8	13
そ	患	6	6	5	7	6
心	患	520	535	536	541	544
慢	患	4	7	6	5	4
急	患	122	130	114	135	101
そ	患	61	75	58	52	68
慢	患	23	21	29	36	30
心	症	12	13	14	15	7

資料 市保健所保健総務課

9 保健, 衛生及び環境

9-10 年齢 (5 歳階級) 別死亡者数

年 齢 区 分	平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総 数	1,930	1,827	1,941	1,830	1,912	1,909	1,964	1,808	2,028	1,904
5 歳 未 満	3	1	8	2	4	7	4	2	5	2
5 ～ 9 歳	2	1	-	1	1	2	1	1	-	1
10 ～ 14 歳	2	1	3	-	-	-	-	2	3	-
15 ～ 19 歳	2	2	3	3	5	-	-	1	-	1
20 ～ 24 歳	5	2	2	1	8	3	6	1	4	1
25 ～ 29 歳	6	2	6	2	4	2	1	1	3	7
30 ～ 34 歳	7	2	2	9	6	5	7	3	10	4
35 ～ 39 歳	14	11	10	7	8	4	12	8	11	1
40 ～ 44 歳	21	13	17	9	15	10	17	15	16	15
45 ～ 49 歳	33	17	34	24	27	20	34	18	48	21
50 ～ 54 歳	40	28	35	17	51	15	37	18	51	21
55 ～ 59 歳	67	32	55	31	55	40	53	31	35	33
60 ～ 64 歳	117	64	118	52	98	59	90	41	76	38
65 ～ 69 歳	178	84	157	88	173	84	180	76	176	91
70 ～ 74 歳	253	116	258	131	220	128	228	116	245	110
75 ～ 79 歳	266	195	314	191	264	174	305	178	334	173
80 ～ 84 歳	334	273	373	312	360	286	394	282	360	281
85 歳 以 上	580	983	546	950	613	1070	595	1,014	651	1,104
不 詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

資料 市保健所保健総務課

9-11 感染症及び食中毒の発生状況

本表は、感染症については厚生労働省所管の「感染症発生動向調査」の結果より、食中毒については市保健所ホームページより抜粋している。

- 1 数字は発生地主義により集計している。
- 2 4類、5類は感染症の一部を掲載している。

年次	1 類 感 染 症							2 類 感 染 症						
	エボラ出血熱	クリミア・コンゴ出血熱	痘そう	南米出血熱	ペスト	マールブルグ熱	ラッサ熱	急性灰白髄炎	結核	ジフテリア	重症急性呼吸器症候群	中東呼吸器症候群	鳥インフルエンザ(H5N1)	鳥インフルエンザ(H7N9)
平成26年	-	-	-	-	-	-	-	-	72	-	-	-	-	-
27	-	-	-	-	-	-	-	-	61	-	-	-	-	-
28	-	-	-	-	-	-	-	-	62	-	-	-	-	-
29	-	-	-	-	-	-	-	-	68	-	-	-	-	-
30	-	-	-	-	-	-	-	-	64	-	-	-	-	-

年次	3 類 感 染 症					4 類 感 染 症									
	コレラ	細菌性赤痢	腸管出血性大腸菌感染症	腸チフス	パラチフス	E型肝炎	A型肝炎	エキノコックス症	オウム病	狂犬病	チクングニア熱	つつが虫病	デング熱	鳥インフルエンザa)	
平成26年	-	-	7	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	1	-
27	-	1	3	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-
28	-	-	3	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	3	-
29	-	-	12	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
30	-	-	6	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-

年次	4 類 感 染 症							5 類 感 染 症						
	日本紅斑熱	日本脳炎	ボツリヌス症	マラリア	野兔病	ライム病	レジオネラ症	レプトスピラ症	アメーバ赤痢	ウィルス性肝炎	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	急性脳炎	クロイツフェルト・ヤコブ病	劇症型溶血性レンサ球菌感染症
平成26年	-	-	-	-	-	-	2	-	4	2	1	1	-	1
27	-	-	-	-	-	-	5	1	5	1	15	-	5	-
28	-	-	-	-	-	-	2	-	5	3	13	-	4	1
29	-	-	-	-	-	-	3	-	7	1	20	-	2	-
30	4	-	-	-	-	1	9	1	5	3	11	-	2	2

年次	5 類 感 染 症													食中毒
	後天性免疫不全症候群	ジアルジア症	侵襲性インフルエンザ菌感染症	侵襲性髄膜炎菌感染症	侵襲性肺炎球菌感染症	水痘(入院例)	梅毒	播種性クリプトコックス症	破傷風	ハンコマイシソ耐性腸球菌感染症	百日咳b)	風しん	麻しん	
平成26年	7	-	-	-	4	1	3	-	-	2	...	2	2	-
27	2	2	-	1	6	-	6	2	-	-	...	1	-	2
28	3	-	-	1	6	2	14	1	-	-	...	-	5	2
29	1	1	-	-	2	3	31	1	-	-	...	-	-	3
30	2	1	2	2	11	-	21	1	-	-	54	7	-	1

注 a) 鳥インフルエンザ (H5N1 及び H7N9 を除く。)

b) 平成 29 年以前は届け出対象外。

資料 市保健所保健予防課、食品衛生課

9 保健、衛生及び環境

9-12 食品衛生営業施設数

本表は、「衛生行政報告例に基づく統計報告（衛生関係）」により作成したものである。

「食品衛生施設」は、営業を行うに際し食品衛生法第52条第1項の規定による「許可を要する施設」と「許可を要しない施設」がある。
(各年度末現在)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
許可を要する施設	7,066	7,046	6,972	7,010	7,082
飲食店営業	4,237	4,276	4,289	4,338	4,399
一般食堂・レストラン等	1,494	1,468	1,447	1,407	1,416
仕出し屋・弁当屋	109	105	101	105	103
旅館	23	22	19	19	19
その他の	2,611	2,681	2,722	2,807	2,861
菓子製造業（パンを含む）	622	629	656	667	686
乳処 理 業	1	1	1	1	1
乳製品製造業	6	7	7	5	6
魚介類販売業	301	299	292	297	299
魚肉ねり製品製造業	4	3	3	3	2
食品の冷凍又は冷蔵業	61	66	65	66	66
かん詰又はびん詰食品製造業	4	5	5	5	5
喫茶店営業	507	468	437	435	449
あん類製造業	3	3	3	3	5
アイスクリーム類製造業	77	77	81	84	88
乳類販売業	747	724	636	608	583
食肉処 理 業	15	14	17	17	15
食肉販売業	336	331	332	334	332
食肉製品製造業	8	8	10	10	9
乳酸菌飲料製造業	2	2	2	1	1
食用油脂製造業	1	1	1	1	1
みそ製造業	1	1	1	1	1
ソース類製造業	5	5	5	5	5
酒類製造業	12	12	12	12	12
豆腐製造業	9	7	6	6	6
納豆製造業	-	-	-	-	-
めん類製造業	17	16	17	16	17
そうざい製造業	72	73	75	77	77
添加物製造業	4	4	4	4	4
清涼飲料水製造業	5	5	6	6	6
氷雪製造業	1	1	1	1	1
氷雪販売業	8	8	8	7	6
許可を要しない施設	2,259	2,290	2,315	2,344	2,354
給食施設	380	385	383	379	389
学 校	72	73	73	74	73
病 院 ・ 診 療 所	27	26	26	26	27
事 業 所	59	60	59	56	56
そ の 他	222	226	225	223	233
食 品 製 造 業	42	42	45	48	48
野 菜 果 物 販 売 業	274	278	283	292	294
そ う ざ い 販 売 業	254	256	255	256	251
菓子販売業（パンを含む）	366	375	383	387	388
食 品 販 売 業	425	434	442	446	448
添 加 物 の 製 造 業 a)	2	2	2	2	2
添 加 物 の 販 売 業	232	232	234	242	243
器具・容器包装・おもちゃの製造業又は販売業	284	286	288	292	291

注 a) 食品衛生法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く。

資料 市保健所食品衛生課

9-13 環境衛生監視対象施設数

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
営業関係施設	1,390	1,407	1,409	1,417	1,434
旅館等	35	33	35	35	36
旅館・ホテル a)	32	30	30	30	31
ホテル	14	14	13	13	…
旅館	18	16	17	17	…
簡易宿所	3	3	4	4	4
季節簡易宿所	-	-	1	1	1
興行場	11	11	11	11	11
映画館	2	2	2	2	2
スポーツ施設	2	2	2	2	2
その他	7	7	7	7	7
公衆浴場	46	47	46	45	45
理容所	244	237	236	230	230
美容所	717	746	758	776	806
クリーニング所	337	333	323	320	306
廃棄物処理・清掃関係施設	646	625	611	596	576
し尿処理施設	-	-	-	-	-
し尿浄化槽	616	595	581	566	548
ごみ処理施設	2	2	2	2	2
産業廃棄物処理施設 b)	28(23)	28(23)	28(23)	28(23)	26(19)
飲料水施設	23	23	23	23	24
水道事業(簡易水道事業を除く)	-	-	-	-	-
簡易水道事業	-	-	-	-	-
専用水道	21	21	21	21	22
その他の水道	2	2	2	2	2
その他の施設	29	33	33	36	32
畜舎・家きん舎	28	32	32	35	31
火葬場	1	1	1	1	1

注 a) 旅館業法改正により、平成30年6月15日以降旅館とホテルの営業種別が統合された。

b) ()内の数値は、許可施設数である。

資料 市保健所生活環境課、美化第3課、施設管理課、産業廃棄物対策課、斎園管理課

9-14 行旅病人・行旅死亡人等取扱数

年 度	総 数	病 人	死亡人等 a)
平成26年度	34	33	1
27	12	12	-
28	19	16	3
29	26	9	17
30	21	6	15

注 a) 「行旅病人及行旅死亡人取扱法」及び「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく取扱人数。

資料 市厚生第1課

9 保健、衛生及び環境

9-15 食肉センターと畜状況

(単位：頭数)

年 度	総 数	牛	馬	豚	とく牛 (子牛)	その他
平成26年度	60,961	17,281	-	43,671	9	-
27	58,971	16,303	-	42,664	4	-
28	59,571	17,203	-	42,365	3	-
29	54,720	11,946	-	42,770	4	-
30	54,948	9,912	-	45,036	-	-

資料 市食肉センター管理課

9-16 ごみの状況

ごみは、国道2号以南を市直営、以北地区及び西宮浜地区・高須地区を業者委託により収集している。

(単位：トン)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
市 収 集 人 口 (人) (各 年 度 末 現 在)	総 数	486,976	487,911	488,080	487,207	486,768	
	直 営	163,867	163,876	164,095	164,096	148,894	
	委 託	323,109	324,035	323,985	323,111	337,874	
ご み 量	総 数	164,076	163,906	161,781	160,658	161,253	
	可 燃 ご み	142,142	141,908	140,227	139,366	139,268	
	不 燃 ご み	7,165	7,214	7,087	7,151	7,355	
	粗 大 ご み	5,161	5,475	5,615	5,515	6,057	
	可燃性資源ごみ 小型家電(BOX回収)	9,608	9,301	8,842	8,606	8,550	
処 理 量	総 数	154,395	153,189	153,668	153,924	151,361	
	焼 却 a)	150,115	148,725	149,511	149,955	147,001	
	破 砕 選 別	12,326	12,689	12,702	12,666	13,412	
処 分 量	資 源 化 b)	14,259	13,831	13,271	13,135	13,342	
	埋 立 c)	24,021	23,633	22,784	21,227	21,607	
市 収 集	直 営	可 燃 ご み	27,858	25,167	24,620	24,438	24,251
		不 燃 ご み	2,225	2,053	2,009	2,040	2,125
		粗 大 ご み	1,369	1,421	1,417	1,486	1,559
		可燃性資源ごみ	1,846	1,759	1,669	1,662	1,738
		小型家電(BOX回収)	-	8	10	20	23
	委 託	可 燃 ご み	50,557	52,426	51,597	51,203	50,548
		不 燃 ご み	4,001	4,252	4,164	4,212	4,326
		可燃性資源ごみ	4,349	4,359	4,231	4,328	4,533
		可 燃 ご み	63,727	64,315	64,010	63,725	63,553
		不 燃 ご み	939	909	914	899	904
許 可 業 者 収 集 ・ 自 己 搬 入	粗 大 ご み	3,792	4,054	4,198	4,029	4,348	
	可燃性資源ごみ	3,413	3,183	2,942	2,616	2,279	
西宮古紙リサイクル協会の	可燃性資源ごみ	3,413	3,183	2,942	2,616	2,279	

注 a) 破砕選別より出た破砕可燃等も含むため、「焼却と破砕選別の処理量の合計」と総数は一致しない。

b) 資源ごみ、ペットボトル、その他プラ、小型廃家電、セメント化、その他売却分量を含む。

c) 焼却灰、固化灰、不燃残渣を含む。

資料 市美化企画課、施設管理課

9-17 し尿の状況

年 度	戸 数 (各年度末現在)				収 集 量 (kl)			
	くみとり		浄化槽	下水道水洗	総 数	くみとり収集		浄 化 槽 汚 泥 量
	市直営	業者委託				市直営	業者委託	
平成26年度	-	117	616	227,680	2,197	-	1,012	1,185
27	-	106	595	230,566	2,118	-	941	1,177
28	-	106	581	232,450	2,010	-	916	1,094
29	-	104	566	235,034	1,993	-	934	1,059
30	-	103	548	237,335	1,930	-	942	988

資料 市美化第3課

9-18 火葬場・葬儀の状況

年 度	火 葬 件 数				葬 儀 件 数						葬儀用 自動車 延数
	総数	大人	小人	胎 児 その他	総数 a)	桜	松	竹	梅	キリスト 神式	
平成26年度	4,189	4,065	14	110	533(218)	73	21	198	13	10	304
27	4,232	4,106	8	118	478(202)	61	18	184	5	8	288
28	4,221	4,012	8	201	468(200)	66	7	186	2	7	282
29	4,349	4,220	10	119	489(225)	76	10	158	5	15	285
30	4,378	4,182	14	182	476(189)	92	5	178	1	11	283

注 a) () 内は内数で飾付けなし分。

資料 市斎園管理課

9-19 市立墓地施設状況

(各年度末現在)

年 度	満池谷墓地		甲 山 墓 園		鳴 尾 3 墓 地		白 水 峡 公 園 墓 地		満池谷納骨堂 件 数
	区画数	面積(m ²)	区画数	面積(m ²)	区画数	面積(m ²)	区画数	面積(m ²)	
平成26年度	9,291	120,486	4,380	129,622	1,263	9,273	10,891	369,721	876
27	9,291	120,486	4,380	129,622	1,263	9,273	10,931	369,721	876
28	9,298	120,486	4,380	129,622	1,263	9,273	10,931	369,721	876
29	9,298	120,486	4,380	129,622	1,263	9,273	10,931	369,721	876
30	9,298	120,486	4,380	129,622	1,263	9,273	11,060	369,721	876

資料 市斎園管理課

9 保健、衛生及び環境

9-20 公害苦情件数

年 度	総 数	大気汚染	水質汚濁	悪 臭	騒 音	振 動	その他
平成26年度	94	24	12	10	40	5	3
27	91	11	18	8	46	2	6
28	91	19	9	6	48	9	-
29	76	6	6	7	41	8	8
30	75	10	8	4	37	16	-
本 庁	36	4	3	3	18	8	-
鳴 尾	15	4	-	-	6	5	-
瓦 木	10	2	2	-	6	-	-
甲 東	9	-	2	-	5	2	-
塩 瀬	1	-	-	-	1	-	-
山 口	4	-	1	1	1	1	-

注 公害苦情受付件数ではなく処理件数である。
資料 市環境保全課

9-21 騒音測定結果

(平成30年度 等価騒音レベル・単位：dB)

場 所	用 途 地 域	区域区分	昼 間		夜 間	
			測定値	環境基準	測定値	環境基準
甲陵中学校局	特に静穏を要する地域	一 般 環 境	59	50	48	40
苦楽園市民館	第一種低層住居専用地域		44	55	45	45
浜甲子園局	第一種中高層住居専用地域		54	55	47	45
段上センター			57	55	42	45
山口小学校局	第二種中高層住居専用地域		50	55	44	45
瓦木支所	第一種住居地域		57	55	46	45
花の峯5番街区	第一種低層住居専用地域	道路に面する 地 域	64	60	61	55
花の峯1番街区			62	60	58	55
西宮浜公民館	第一種中高層住居専用地域		59	60	47	55
越木岩公民館	第一種住居地域		61	65	53	60
花の峯11番街区	第一種中高層住居専用地域	幹線交通を担う 道路に近接する 空 間	59	70	56	65
甲子園局	近 隣 商 業 地 域		64	70	60	65
久保町1			70	70	67	65
前浜ポンプ場	準 工 業 地 域		62	70	57	65
鳴尾浜臨海公園			59	70	53	65
今津南保育所			64	70	60	65

資料 市環境保全課

9-22 大気汚染濃度測定結果

(1) 二酸化硫黄 (SO₂) 濃度

環境基準…1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。

長期的評価は日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ2日連続して日平均値が0.04ppmを超過しないこと。

測定方法…紫外線蛍光法

(平成30年度)

区 分	平均値 (ppm)	1時間値が0.10ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		最高値 (ppm)		日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無 a)	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
		時間	%	日	%	1時間値	日平均値			
西宮市役所 b)	0.002	0	0.0	0	0.0	0.019	0.006	0.004	○	0
鳴尾支所	0.002	0	0.0	0	0.0	0.021	0.006	0.005	○	0
甲陵中学校	0.001	0	0.0	0	0.0	0.016	0.005	0.002	○	0
山口小学校	0.001	0	0.0	0	0.0	0.020	0.004	0.002	○	0
浜甲子園 c)	0.002	0	0.0	0	0.0	0.025	0.008	0.006	○	0

注 a) 有を×、無を○で表示

b) 西宮市役所南館 c) 浜甲子園2丁目

資料 市環境保全課

(2) 一酸化炭素 (CO) 濃度

環境基準…1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。

8時間値とは、1日を3つの時間帯(0~8時、8~16時、16~24時)に区分した場合のそれぞれの平均値をいう。

長期的評価は日平均値の2%除外値が10ppm以下であり、かつ2日連続して日平均値が10ppmを超過しないこと。

測定方法…非分散型赤外分光法

(平成30年度)

区 分	年平均値 (ppm)	8時間値が20ppmを越えた回数	日平均値が10ppmを超えた回数	最高値 (ppm)		日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無 a)	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数
		回	回	1時間値	日平均値			
浜甲子園 b)	0.3	0	0	1.2	0.7	0.5	○	0
六湛寺 c)	0.3	0	0	1.3	0.8	0.5	○	0
津門川 d)	0.3	0	0	1.2	0.7	0.5	○	0
河原 e)	0.3	0	0	1.1	0.8	0.5	○	0
甲子園 f)	0.3	0	0	1.6	0.8	0.6	○	0
塩瀬 g)	0.4	0	0	1.4	0.7	0.6	○	0

注 a) 有を×、無を○で表示

b) 浜甲子園2丁目 c) 西宮市役所議会棟横 d) 津門川ポンプ場 e) 市民運動場 f) 甲子園七番町 g) 塩瀬センター

資料 市環境保全課

9 保健、衛生及び環境

9-22 大気汚染濃度測定結果（続き）

(3) 浮遊粒子状物質（SPM）濃度

「浮遊粒子状物質」とは、大気中に比較的長時間滞留し、人の健康上有害な影響を与える粒状10μm以下の粒子状物質をいう。

環境基準…1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m³以下であること。

長期的評価は、日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下であり、かつ2日連続して日平均値が0.10mg/m³を超過しないこと。

測定方法…ベータ線吸収法

(平成30年度)

区 分	年平均値 (mg/ m ³)	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		最高値 mg / m ³		日平均値の2%除外値 (mg/ m ³)	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無 a)	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数
		時間	%	日	%	1時間値	日平均値			
西宮市役所 b)	0.021	0	0.0	0	0.0	0.100	0.058	0.044	○	0
鳴尾支所	0.022	0	0.0	0	0.0	0.113	0.063	0.048	○	0
瓦木公民館	0.016	0	0.0	0	0.0	0.088	0.051	0.037	○	0
甲陵中学校	0.019	0	0.0	0	0.0	0.084	0.055	0.045	○	0
山口小学校	0.016	0	0.0	0	0.0	0.079	0.051	0.042	○	0
浜甲子園 c)	0.015	0	0.0	0	0.0	0.117	0.063	0.042	○	0
六湛寺 d)	0.011	0	0.0	0	0.0	0.130	0.035	0.028	○	0
津門川 e)	0.017	0	0.0	0	0.0	0.085	0.047	0.037	○	0
河原 f)	0.016	0	0.0	0	0.0	0.140	0.048	0.037	○	0
甲子園 g)	0.017	0	0.0	0	0.0	0.193	0.069	0.045	○	0
塩瀬 h)	0.015	0	0.0	0	0.0	0.075	0.052	0.035	○	0

注 a) 有を×、無を○で表示

b) 西宮市役所南館 c) 浜甲子園2丁目 d) 西宮市役所議会棟横 e) 津門川ポンプ場 f) 市民運動場 g) 甲子園七番町

h) 塩瀬センター

資料 市環境保全課

(4) 二酸化窒素（NO₂）濃度

環境基準…1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

なお、評価は日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であるかどうかで行う。

測定方法…化学発光法

(平成30年度)

区 分	年平均値 (ppm)	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		最高値 (ppm)		日平均値の年間98%値 (ppm)	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
		日	%	日	%	1時間値	日平均値		
西宮市役所 a)	0.013	0	0.0	1	0.3	0.071	0.040	0.030	0
鳴尾支所	0.017	0	0.0	2	0.5	0.072	0.045	0.035	0
瓦木公民館	0.014	0	0.0	1	0.3	0.067	0.042	0.030	0
甲陵中学校	0.009	0	0.0	0	0.0	0.057	0.029	0.025	0
山口小学校	0.010	0	0.0	0	0.0	0.054	0.032	0.023	0
浜甲子園 b)	0.013	0	0.0	1	0.3	0.071	0.044	0.033	0
六湛寺 c)	0.015	0	0.0	0	0.0	0.068	0.038	0.031	0
津門川 d)	0.016	0	0.0	1	0.3	0.078	0.042	0.035	0
河原 e)	0.014	0	0.0	0	0.0	0.069	0.038	0.031	0
甲子園 f)	0.020	0	0.0	6	1.7	0.070	0.047	0.038	0
塩瀬 g)	0.020	0	0.0	1	0.3	0.084	0.040	0.037	0

注 a) 西宮市役所南館 b) 浜甲子園2丁目 c) 西宮市役所議会棟横 d) 津門川ポンプ場 e) 市民運動場 f) 甲子園七番町

g) 塩瀬センター

資料 市環境保全課

9-22 大気汚染濃度測定結果（続き）

(5) 光化学オキシダント (OX) 濃度

環境基準 …1時間値が0.06ppm以下であること。

注意報基準…1時間値が0.12ppm以上になること。

測定方法 …紫外線吸光法

警報基準 …1時間値が0.24ppm以上になること。

(平成30年度)

区 分	昼 間 の 測 定 時 間	昼 間 の 年 平 均 値 (ppm)	昼 間 の 1 時 間 値 が 0.06ppm を 超 え た 日 数 と 時 間		昼 間 の 1 時 間 値 が 0.12ppm を 超 え た 日 数 と 時 間		昼 間 の 1 時 間 値 の 最 高 値 (ppm)	昼 間 の 日 最 高 1 時 間 値 の 年 平 均 値
			日	時間	日	時間		
西宮市役所 a)	5,452	0.031	55	239	0	0	0.117	0.045
鳴尾支所	5,460	0.032	70	364	1	1	0.125	0.047
瓦木公民館	5,452	0.031	51	234	0	0	0.114	0.044
甲陵中学校	5,452	0.029	53	248	0	0	0.109	0.041
山口小学校	5,456	0.034	61	376	0	0	0.107	0.048
浜甲子園 b)	5,452	0.033	63	295	0	0	0.112	0.047

注 昼間とは、5時～20時までの時間帯をいう。また「昼間の日最高1時間値の年平均値」とは、5時から20時までの測定時間における最大1時間値を365日平均したものである。

a) 西宮市役所南館 b) 浜甲子園2丁目

資料 市環境保全課

9 保健、衛生及び環境

9-23 水質汚濁測定結果

定量下限値未満は「<」を用いて表記している。

調査地点欄内にある数字は、次頁の水質調査地点図の囲い数字と対応している。

(平成 30 年度)

調査地点		水素イオン濃度(pH)		溶存酸素量(DO : mg/L)			生物化学的酸素要求量(BOD : mg/L)			化学的酸素要求量(COD : mg/L)			浮遊物質量(SS : mg/L)		
		a)		b)			c)			d)			e)		
		最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小
武庫川	1 甲武橋	8.8	7.7	11	12	8.6	1.1	1.6	<0.5	3.2	4.5	1.0	2	7	<1
	2 阪神鉄橋	9.3	8.7	10	13	8.5	1.5	1.6	1.3	4.6	8.2	2.8	3	4	1
有馬川	3 明治橋	8.7	7.8	10	14	8.7	0.9	1.2	<0.5	1.8	2.1	1.1	1	1	<1
西川	4 西久保橋	9.1	8.1	12	15	9.7	1.2	1.3	1.1	3.1	5.1	1.8	2	2	<1
船坂川	5 船坂橋	7.6	7.4	11	14	9.2	0.6	0.7	<0.5	1.0	1.3	0.8	<1	<1	<1
	6 下田橋下流	7.7	7.6	12	16	9.6	0.7	0.9	<0.5	1.5	2.2	1.1	2	6	<1
	7 鍋倉橋	10.0	7.6	11	14	8.8	1.0	1.5	0.6	3.2	4.5	2.2	5	16	<1
名塩川	8 農協南	8.8	8.1	11	12	9.4	1.0	1.3	0.8	2.5	2.8	2.1	1	1	<1
	9 流末	8.4	8.0	11	14	8.7	0.8	1.1	<0.5	2.2	3.3	1.3	10	100	<1
尼子谷川	10 新尼子橋	8.3	8.0	11	13	8.9	0.8	1.1	<0.5	2.4	3.4	2.0	14	27	2
太多田川	11 蓬萊峽山荘前	7.9	7.5	11	13	9.6	0.7	1.1	<0.5	1.1	1.6	<0.5	2	3	<1
	12 千都橋	7.9	7.6	11	14	8.7	0.6	0.9	<0.5	0.9	1.4	0.5	2	7	<1
座頭谷川	13 流末	7.7	7.6	12	14	9.5	0.6	0.8	<0.5	0.6	1.0	<0.5	3	7	<1
仁川	14 鷲林寺橋	7.9	7.7	11	13	9.3	0.6	0.7	<0.5	1.2	1.7	0.5	<1	<1	<1
	15 甲山橋	8.1	7.7	11	13	9.0	1.1	1.5	0.6	2.6	4.1	1.7	2	3	<1
	16 地すべり資料館横	7.9	7.6	11	13	9.4	1.2	1.6	0.9	2.5	3.3	1.7	1	2	<1
鳴尾新川	17 中川橋	7.4	7.2	8.4	9.5	6.9	1.4	1.8	1.1	3.1	4.2	2.2	10	17	3
新川	18 真砂橋	8.3	7.5	8.9	10	8.1	1.5	2.6	0.6	3.0	3.7	2.6	3	4	1
	19 中津橋	7.8	7.2	8.0	10	6.0	1.3	2.7	0.6	3.4	4.5	2.4	2	6	<1
新堀川	20 甲子園口2丁目	9.3	8.1	12	14	9.4	1.4	2.2	0.8	1.9	2.2	1.5	2	4	<1
野田川	21 国道2号北	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	22 九郎橋上流	8.3	7.6	9.3	13	7.6	1.5	2.9	0.8	4.3	4.5	3.6	5	10	<1
東川	23 下広田橋	9.5	8.3	13	17	8.9	1.6	2.9	0.8	4.8	6.3	3.9	5	8	2
	24 親水南公園	9.2	8.0	13	16	9.0	2.1	3.8	1.2	4.8	6.6	3.2	3	6	1
	25 二ツ橋	8.0	7.6	8.7	10	6.7	0.9	1.0	0.8	3.3	3.9	2.8	3	4	2
津門川	26 神祇官橋	8.6	7.6	10	11	9.0	1.2	2.3	<0.5	2.9	4.4	1.9	4	9	1
	27 住江橋	7.6	7.5	9.0	10	8.2	0.5	0.6	<0.5	2.1	2.4	1.9	2	2	1
洗戎川	28 流末	8.0	7.5	9.6	11	8.0	1.3	1.7	1.0	3.2	3.6	2.9	1	1	<1
夙川	29 銀水橋	7.9	7.7	12	14	9.0	1.0	1.4	<0.5	1.9	3.1	1.3	2	4	<1
	30 大井手橋	8.3	7.8	12	14	11	1.3	1.4	1.2	2.1	2.6	1.5	1	1	<1
	31 夙川橋	8.7	7.8	11	14	9.4	1.1	2.1	<0.5	2.1	2.7	1.5	1	2	<1
	32 葭原橋	8.3	8.1	11	12	9.2	1.3	1.6	1.0	2.1	2.4	1.6	1	1	<1
中新田川	33 流末	9.3	8.3	11	13	10	1.5	2.1	<0.5	2.9	3.5	2.2	3	8	1
久出川	34 流末	8.1	8.0	11	13	10	1.4	1.9	1.2	2.5	2.9	2.1	1	1	<1
堀切川	35 阪神電鉄南	8.4	7.6	8.6	11	6.0	1.0	1.4	0.6	3.1	4.6	2.0	5	11	1
大阪湾	36 甲子園浜	9.1	8.0	11	15	8.5	-	-	-	4.7	7.0	2.1	3	8	<1
	37 今津港	9.1	7.9	12	18	8.3	-	-	-	4.8	7.1	2.1	3	8	<1
	38 香榎園浜	9.1	8.0	12	16	9.2	-	-	-	4.9	7.1	2.0	4	11	<1
	39 鳴尾浜沖	9.0	8.0	12	18	7.9	-	-	-	4.3	5.9	2.4	3	6	1
	40 甲子園浜沖	9.1	8.0	12	16	8.9	-	-	-	5.0	7.8	2.1	3	6	1
	41 西宮浜沖	9.1	8.0	11	15	9.3	-	-	-	4.9	8.4	1.9	3	7	<1

- 注 a) 水の酸性とアルカリ性の度合いを表す指標で、pHが7のときに中性、7を超えるとアルカリ性、7未満では酸性を示す。河川では、夏季などに植物プランクトンによる光合成が盛んになり、溶存酸素量が増えるためアルカリ性になる事がある。また、海水中には塩類が溶けているためアルカリ性になっている。
- b) 水中に溶け込んでいる酸素の量で、溶存酸素量が少なくなると、魚介類などの水生生物のへい死を招く。清浄な水域では、ほぼ飽和値に達しているが、汚濁が進んで水中の有機物が増えると、好気性微生物によって有機物の分解が起き、多量の酸素が消費されるので溶存酸素量が減少する。
- c) 水中の有機物が好気性微生物により、酸化分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る代表的な指標であり、汚濁が進むほど数値が大きくなる。
- d) 水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素の量に換算したもので、BODとともに有機汚濁を測る代表的な指標であり、海域や湖沼の水質汚濁状況の評価に用いられる。
- e) 水中に浮遊または懸濁している直径が2mm以下の不溶性物質のことで、浮遊物質が多くなると、透明度等の外観が悪くなるほか、魚類のえらを詰まらせて、へい死させることがある。
- f) 現在測定は行っていない。

資料 市環境保全課

水質調査地点図

